

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「 臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務 」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

- 1. 派 遣 労 働 者 数 ： 16 人（令和 8 年 3 月 3 1 日現在の状況報告より）
- 2. 派 遣 先 事 業 所 数 ： 9 件（令和 7 年度事業報告書より）
- 3. 派遣料金の額の平均額 ： 11,151 円（令和 7 年度事業報告書より）
- 4. 派遣会員の賃金の平均額 ： 8,578 円（1 日 8 時間あたり）（令和 7 年度事業報告書より）

（労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。）

- 5. マ ー ジ ン 率 ： 23.0%
- 6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。
- 7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
 - (1) キャリアコンサルティングの相談窓口 ： TEL 0 9 6 4 - 3 3 - 7 8 8 6
 - (2) キャリアアップに資する教育訓練

	種別	対象	方法	実施者	費用負担	賃金支給
入職時等基礎的訓練	派遣前（雇入時）	入職時の派遣会員	OFF-JT	事業主	無償	有給
その他教育訓練	派遣中・入社○年目	1 年以上雇用見込みのある派遣会員	OFF-JT	事業主	無償	有給

- 8. 福利厚生に関する事項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
 - （公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。）
 - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし（臨時的かつ短期的の就業であるため）
 - ※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人 熊本県シルバー人材センター連合会 宇城市事務所
〒 8 6 9 - 0 5 3 2 宇城市松橋町久具 3 5 8 番地 4
電話： 0 9 6 4 - 3 3 - 7 8 8 6